

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和4年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
津幡町	①自立支援・介護予防・重度化防止	いきいきサロン等の活動が徐々に再開し始めたことと介護予防チャレンジ事業の普及により介護予防チャレンジ事業達成者数が増えた。しかし、コロナ禍の影響で、日常生活活動の低下、身体及び精神機能の低下がみられる高齢者もいる。 介護予防メイト自身が参加するふれあいいきいきサロンの場を活用し、介護予防活動を実施するようになったことで、身近な地域で介護予防に取り組める機会が増えた。	高齢者の自立支援と介護予防活動の推進	潜在的な閉じこもり高齢者が地域資源を活用し活動する機会が増えるよう、介護予防手帳及び介護予防チャレンジ事業の普及啓発を図る。	介護予防手帳交付 191人 介護予防チャレンジ事業達成 52人(延べ147人) 介護支援ボランティアポイント手帳交付 256人 ポイント転換者 203人	○	・介護予防手帳や介護予防チャレンジ事業については、いきいきサロンに出向いた時などに積極的に普及啓発を行い、高齢者の主体的な介護予防活動の推進および社会参加の促進を図る必要がある。 また、地域での高齢者の主体的な介護予防活動の推進にむけ、介護予防メイトの活動支援を実施していく。
津幡町	①自立支援・介護予防・重度化防止	医療費レセプト分析から国民健康保険・後期高齢者医療保険のいずれの加入者においても糖尿病、慢性腎臓病(透析有)の医療費割合が、県平均よりも高く、特に後期高齢者における新規透析導入者も年々増加している。また、後期高齢者は脳梗塞の医療費の割合も県平均より高く、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の重症化予防が必要である。	保健事業と介護予防の一体的実施	KDBシステムを活用したデータ分析、地域の健康課題把握と、フレイル予防、生活習慣病予防の実施を行う。	福祉課と健康推進課が協力し、(1)後期高齢者に対する個別支援と、(2)通いの場を活用した健康教育・健康相談を実施。 (1) ①糖尿病性腎症の重症化予防 対象者:21人 訪問実施者:5人 ②健康状態不明者等への支援 対象者:49人 訪問実施者:40人 支援につないだ者:2人 (2)いきいきサロンでの健康教室実施 5地区6サロンで実施。 1サロン3回コースで健康教室を実施した。 また、昨年度実施した5サロンに2回健康教室を実施した。	○	(1) ①保健指導による体重減少は難しいが、ヘモグロビンA1cは改善傾向という結果であり効果が見られた。今後も事業継続し、保健指導を受けてもらえるよう今年度同様、対象者を訪問し保健指導を進めていく。 ②コロナ禍により、公民館を会場とした健診がなくなったことや、健診自体が予約制になったことで、健診を受けなかったという声が増えた。いきいきサロンでの健康教室で受診勧奨や、今後の健診体制を検討していく必要がある。 介入時、基本チェックリスト(25項目)や血圧測定に応じてくれる人が少なかったため、健康状態が十分に把握できていない。 次年度は、基本チェックリストより簡単にできる高齢者の問診票(15項目)に変更し実施していく。 (2) 開始前に血圧測定を実施したことで、受診につながった人がいるので、今後も受診が必要な人には受診勧奨をすすめていく。サロンに参加している人は週1回以上運動している人が多く、運動している人は筋力維持できている人が多いと考えられる。今後もいきいきサロンの場で軽運動ができるよう、介護予防メイト等の活動支援を行う。また、質問票の結果をふまえ、口腔機能のリスクを軽減するため、次年度は口腔ケアのメニューを取り入れていく。また、生活習慣病重症化予防の食事指導「やせ」も考慮して取り組む必要がある。
津幡町	①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者自らがこれからの暮らしを選択し、目標に向かって自分らしく取り組めるよう、ケアマネジメントおよびケアの質の向上が必要である。	介護予防ケアマネジメントおよびサービスの質の確保	一人ひとりの状態や生活実態に合わせた自立支援プラン作成につながるよう、介護支援専門員を中心とした多職種でのケア会議を実施し、多角的アセスメント能力の向上を図る。	・地域包括支援センター地区担当職員が、必要に応じ、地域包括支援センターの多職種や、介護支援専門員と介護予防個別ケア会議を開催した。 ・月1回「みんなで作る地域ケア会議」を開催し、事例を通じ多職種の参加により、各自がどのような視点や役割を持っているのか認識しあい、地域及び専門職と一緒に支援する包括的支援体制を整備した。 (年間10回開催、参加者:主任介護支援専門員、リハビリ職、管理栄養士、第1層生活支援コーディネーターをはじめ実際ケースに関わる事業所職員に参加を依頼した。)	○	・多職種によるアセスメントを行うことで質の高いケアマネジメントになるよう今後も継続的に行っていく必要がある。 ・町内の居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門員がファミリーーターを担当しているが、今後も継続的に開催することで、各自の力量アップが図れ、事業所内でのスーパーバイザーとしての役割も持てるようになり、町内事業所全体の人材育成及び専門職の質の向上につながると思われる。 また地域づくりへの展開の足掛かりとして、町社会福祉協議会へ委託している生活支援コーディネーターの役割も重要と考える。

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和4年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己 評価	課題と対応策
津幡町	②給付適正化	調査員によって、解釈や判断が異なるため、調査票の内容に差異が生じる。	要介護認定の適正化・平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査票全件の内容を確認し、適宜修正・調査員へ指導することにより、要介護認定の適正化・平準化を図る。 ・国や県が実施する介護認定審査会委員及び認定調査員研修に参加することにより、担当職員や調査員のスキルアップを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査票点検 R4年度点検率 100%(全1,177件) ・研修参加状況 新規認定調査員等研修 対象者なし 認定調査員現任研修(職員5名・町内介護支援専門員16名) 介護認定審査会委員研修(6名) 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査票及び主治医意見書全件について、担当職員による整合性等の点検を行い、記載内容に疑義があった場合には調査員又は主治医へ確認し訂正を行った。公平・公正な要介護認定が求められるため、引き続き職員による点検を継続する必要がある。 ・今後も国や県が主催する研修に職員、町内介護支援専門員、審査会委員が積極的に参加し認定調査に対する理解を深めるとともに適正化を目指す。審査会委員の中には、長期未受講者が見受けられるため、受講の必要性を周知するとともに、委員へのフォローバックを図る。
津幡町	②給付適正化	住宅改修対象外となり得るものや、過度な工事内容となるものを防ぐため、事前の訪問及び書類審査を実施している。	住宅改修の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査により、利用者の身体状況や日常生活の動線を確認し、不適切・不必要な改修の未然防止に努める。 ・書類審査により、住宅改修の必要性を確認するとともに、資材や施工の費用について確認し、過度な給付の未然防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修訪問調査及び書類審査 R4年度実施率 100%(全70件) うち2件は、改修の前後2回訪問調査を実施 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・理由書等のみでは本人の実態像や必要性が十分に確認できないため、現地で本人及び家屋の状況を確認している。工事内容等について、本人家族、業者、介護支援専門員と共通認識を持ちながら話を進めることができるため、不適切・不必要な改修を防止することができている。本人家族や施工業者の住宅改修に関する認知度によっては、希望する工事内容が対象外である場合も見受けられるため、今後も実施していく必要がある。 ・施工内容が事前申請時から変更となっていた2件については、事後確認として再度訪問し、本人の使用状況を確認したのち給付を行った。
津幡町	②給付適正化	介護保険制度に関する事業所の認識の齟齬を把握・解消し、サービスの質の確保や不正防止及び給付適正化を行う	指定事業所に対する運営指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導により、指定基準や介護給付費に係る体制等を確認することでサービスの質を確保し、不正防止や給付適正化に資する。 ・事業所の実態を把握し、制度の認識に対する齟齬を把握・解消することで適切なサービス提供を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会にて居宅介護支援事業所に対し指導 参加事業所:8事業所 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度実施した実地指導結果を基に、減算対象となる事象や加算取得基準について周知を図った。 ・これまでの実地指導マニュアルが、R4年3月に運営指導マニュアルとして改正されている。まずは改正内容の把握等を行った上で、実働に移す必要がある。また、R6年度には制度改正も控えており、新制度の周知や留意事項を所管サービス事業所と共有を図る機会として、集団指導の実施も視野に検討していく必要がある。